議 案 及 び 説 明
並びに参考資料

令和８年９月定例会

池　田　市

目　　次

1　報告第１３号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について ……　1

参　　考 ……　3

2　議案第５７号　池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について ……　5

説　　明 ……　7

参　　考 ……　8

3　議案第５８号　池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について ……　10

説　　明 ……　12

参　　考 ……　13

4　議案第５９号　池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について ……　14

説　　明 ……　16

参　　考 ……　17

5　議案第６０号　池田市市税条例の一部改正について ……　18

説　　明 ……　26

参　　考 ……　29

6　議案第６１号　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について ……　42

説　　明 ……　47

参　　考 ……　49

7　議案第６２号　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ……　55

説　　明 ……　58

参　　考 ……　59

8　議案第６３号　池田市官民連携まちなか広場条例の一部改正について ……　62

説　　明 ……　67

参　考（1） ……　68

参　考（2） ……　69

9　議案第６４号　池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について　……　74
説　　明　……　76
参　　考　……　77
10　議案第６５号　池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について　……　78
説　　明　……　80
参　　考　……　81
11　議案第６６号　池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について　……　83
12　議案第６７号　財産区管理委員の選任について　……　84
13　議案第６８号　令和８年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）　……　87
説　　明　……　89
参　　考　……　99
14　議案第６９号　令和８年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）　……　103
説　　明　……　107
参　　考　……　119
15　議案第７０号　令和８年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）　……　125
説　　明　……　127
参　　考　……　133
16　議案第７１号　令和８年度池田市一般会計補正予算（第５号）　……　137
説　　明　……　143
参　　考　……　159
17　議案第７２号　令和７年度池田市病院事業会計決算の認定について　……　171
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊
18　議案第７３号　令和７年度池田市水道事業会計決算の認定について　……　172
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊

19　議案第７４号　令和７年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について　……　173
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊
20　議案第７５号　令和７年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について　……　174
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊
21　議案第７６号　令和７年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について　……　175
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊
22　議案第７７号　令和７年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について　……　176
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊
23　議案第７８号　令和７年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について　……　177
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊
24　議案第７９号　令和７年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について　……　178
決　算　書　……　別冊
説　明　書　……　別冊
説明参考資料　……　別冊
審査意見書　……　別冊

報告第１３号

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

○ 健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和７年度	―――	―――	３．４	―――
早期健全化基準	１２．０９	１７．０９	２５．０	３５０．０
財政再生基準	２０．００	３０．００	３５．０	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示。

○ 資金不足比率（公営企業）

（単位：％）

	病院事業会計	水道事業会計	公共下水道事業会計
令和７年度	―――	―――	―――
経営健全化基準	２０．０	２０．０	２０．０

※ 資金不足額がない場合は「－」を表示。

報告第１３号　　参　　考

１　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）について

・平成１９年６月制定
・毎年度における健全化判断比率及び資金不足比率の公表
・比率に応じた地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化の促進

２　財政健全化法制定の背景

・分かりやすい財政情報の開示等
　フ ロ ー 指 標 … 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
　ストック指標 … 将来負担比率（公社等を含めた実質的負債による指標）
・早期是正機能の制度化等による旧法（財政再建法）の改善

３　早期健全化基準・財政再生基準

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令）

令和７年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	１２．０９％	１７．０９％	２５．０％	３５０．０％
財政再生基準	２０．００％	３０．００％	３５．０％	

４　早期健全化段階で行うこと　（財政健全化法第４条第２項）

・自主的な改善努力による財政健全化
・財政健全化計画の策定及び議会の議決
・個別外部監査契約に基づく監査の実施
・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表
（達成が著しく困難と認められる場合は、総務大臣又は知事による必要な勧告）

５　財政の再生段階で行うこと　（財政健全化法第８条第３項）

・国等の関与による確実な再生
・財政再生計画の策定
（議会の議決及び公表並びに総務大臣との協議及び総務大臣の同意）
・個別外部監査契約に基づく監査の実施
・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表
（運営が計画に適合しないと認められる場合は、総務大臣による予算の変更等必要な措置の勧告）
・起債の制限等

6　健全化判断比率の算定

① 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

各会計の実質赤字（黒字）額又は資金不足（剰余）額の合計の標準財政規模に対する比率（財産区特別会計を除く。）

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債（将来負担額）の標準財政規模に対する比率

・将来負担額

地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、
公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額

・将来負担額から控除するもの

基金等の充当可能財源、特定歳入見込額（都市計画税）、
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

7　資金不足比率（公営企業）

・経営健全化基準（２０％）以上となった場合は、「４　早期健全化段階で行うこと」と同様の措置（「財政健全化」を「経営健全化」に読み替える。）

・比率の算定については、下記のとおり

（地方公営企業法適用事業）　事業の規模に占める資金の不足額の割合

病院事業

（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産）÷（医業収益）

水道事業

（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産）÷（営業収益－受託工事収益）

公共下水道事業

（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産）÷（営業収益）

議案第５７号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

個人番号を利用することができる事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い制定された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第１項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令により、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を条例で定める必要がなくなったため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年池田市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の４　市長の項を削り、同表の５　市長の項中「５　市長」を「４　市長」に改める。

別表第２の１　市長の項中「生活保護法による」を「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５７号　　説　　明

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

１　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、独自利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）に定める個人番号の利用に係る事務以外に、地方公共団体が条例に定めて個人番号の独自利用を行う事務をいう。）から削除するものであること。

（別表第１関係）

２　この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第５７号　　参　　考

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td>本則　（略）
別表第１（第３条関係）
<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>１　市長～
３　市長</td><td>（略）</td></tr><tr><td>４　市長</td><td>生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務</td></tr><tr><td>５　市長</td><td>（略）</td></tr></table>別表第２（第４条関係）
<table><tr><th>情報照会機関</th><th>事務</th><th>情報提供機関</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>１　市長</td><td>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を含む。）</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td><td>本則　（略）
別表第１（第３条関係）
<table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr><tr><td>１　市長～
３　市長</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>４　市長</td><td>（略）</td></tr></table>別表第２（第４条関係）
<table><tr><th>情報照会機関</th><th>事務</th><th>情報提供機関</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td>１　市長</td><td>生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を含む。）</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

改　　正　　前		改　　正　　後	
2　市長・3 教育委員会	(略)	2　市長・3 教育委員会	(略)

議案第５８号

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成５年池田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１３条の見出し中「の申請」を「による申請」に改め、同条中「市長は、」を削り、「第３条の」、「第７条第１項の」及び「同条第２項の」の次に「規定による」を加え、「申請を」を「規定による申請は、」に、「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に、「に行わせる」を「により行う」に、「代理人は」を「当該代理人は、」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第５８号　　説　　明

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

１　引用条項を改めるとともに、文言を整備するものであること。

（第１３条関係）

２　この条例は、令和８年１０月１日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第５８号　　参　　考

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
第１条～第１２条　（略）	第１条～第１２条　（略）
（代理人の申請）	（代理人による申請）
第１３条　市長は、第３条の申請、第７条第１項の申請、同条第２項の届出又は第１０条の申請を地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１９条第１項第１号トに規定する代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。	第１３条　第３条の規定による申請、第７条第１項の規定による申請、同条第２項の規定による届出又は第１０条の規定による申請は、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項第７号に規定する代理人（以下「代理人」という。）により行うことができる。この場合において、当該代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。
第１４条～第１９条　（略）	第１４条～第１９条　（略）

議案第５９号

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

学校運営協議会委員の報酬額について、他自治体における同委員の報酬額の水準を考慮した改定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和３９年池田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１学校運営協議会会長の項を削り、同表学校運営協議会委員の項中「８，２００」を「３，０００」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第５９号　　説　　明

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について

１　学校運営協議会会長の報酬額の区分を廃止し、学校運営協議会委員の報酬額を一律日額３，０００円とするものであること。

（別表第１関係）

２　この条例は、令和９年４月１日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第５９号　　参　　考

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td>本則　（略）
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>教育委員会委員～建築審査会委員</td><td>（略）</td></tr><tr><td>学校運営協議会会長</td><td>〃　９，４００</td></tr><tr><td>学校運営協議会委員</td><td>〃　８，２００</td></tr><tr><td>スポーツ推進委員～附属機関委員（委員長又は会長を除く。）及び専門委員</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）
別表第２　（略）</td><td>本則　（略）
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>教育委員会委員～建築審査会委員</td><td>（略）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>学校運営協議会委員</td><td>〃　３，０００</td></tr><tr><td>スポーツ推進委員～附属機関委員（委員長又は会長を除く。）及び専門委員</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）
別表第２　（略）</td></tr>
</table>

議案第６０号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）

池田市市税条例（平成１７年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２４条の２第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第２９条第１項ただし書中「及び第３０条の３第１項」を「並びに第３０条の３第１項第２号及び第３号並びに第２項第４号」に改める。

第３０条の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３０条の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第１４条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円

以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下である者に限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５０条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって、退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有するもの

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１４条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下である者に限る。）を有するもの

第３０条の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障

害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

第７１条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第８条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第１１条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第１１条の４中「附則第４３条第１項」の次に「、附則第４４条第１項」を加え、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第１２条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１３条の２に次の１項を加える。

１７　法附則第１５条の１１第１項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第３９条第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第

３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第４４条を次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第４４条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第２０条第１項及び第２項並びに第２２条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第２１条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)　第２１条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2)　第２４条から第２５条まで、第２６条第１項、附則第１０条第１項及び

附則第１１条の３第１項の規定の適用については、第２４条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２４条の２第１項前段、第２５条、第２６条第１項、附則第１０条第１項及び附則第１１条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２４条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第２７条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第６条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第１３条の２に１項を加える改正規定　公布の日

(2) 第７１条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

(3) 第２４条の２第２項の改正規定並びに附則第１１条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改

める部分に限る。）並びに附則第１２条の２及び第３９条の改正規定並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

(4) 附則第１１条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第４４条の改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）第３０条の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３０条の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の池田市市税条例第３０条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第１１条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅

等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第４号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例附則第１１条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　新条例附則第３９条第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第３９条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　新条例附則第４４条の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例第７１条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第６０号　　説　　明

池田市市税条例の一部改正について

１　市民税関係

(1) 寄附金税額控除に係る改正

ア　引用条項を改めるものであること。

（第２４条の２関係）

イ　引用条項を改めるほか、１(6)の適用を受けるときは寄附金税額控除における特例控除額の特例を受けることとするものであること。

（附則第１１条の４関係）

ウ　所要の規定の整備を行うものであること。

（附則第１２条の２関係）

(2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し等

個人市民税の賦課決定に必要な情報を得るため、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出しなければならない者の範囲を拡大し、当該申告書の記載事項を追加するほか、引用条項を改めるものであること。

（第３０条の３関係）

(3) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の廃止

特定一般用医薬品等購入費（医療用の薬剤との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の購入費をいう。）を支払った場合の医療費控除の特例に関し、当該特例の適用期限を令和９年度までとしていたところ、これを廃止するものであること。

（附則第８条関係）

(4) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期間を令和２０年度までから令和２５年度までに延長するほか、適用要件の一つである居住の用に供した日の属する年を令和７年までから令和１２年までに変更するものであること。

（附則第１１条の３関係）

(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の適用除外

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例に関し、譲渡をした土地等がその譲渡をしたときに地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、当該土地等の譲渡は、当該特例の対象外とするほか、引用条項を改めるものであること。

（附則第３９条関係）

(6) 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の創設

所得割の納税義務者が特定暗号資産（特定の者のみが発行の権限を有する暗号資産をいう。以下同じ。）について一定の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分して１００分の３の税率により所得割を課税するものであること。また、当該特例の適用がある場合に係る読替えについて定めるものであること。

（附則第４４条関係）

２　固定資産税及び都市計画税関係

(1) 固定資産税及び都市計画税の免税点の見直し

その額に満たない場合には固定資産税及び都市計画税を課さないこととする課税標準となるべき額について、家屋にあっては２０万円から３０万円に、償却資産にあっては１５０万円から１８０万円に引き上げるもので

あること。

（第７１条関係）

(2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る改正

高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替が行われた特定の建築物に係る固定資産税又は都市計画税の減額措置（わがまち特例）が創設されたことに伴い、その割合を定めるものであること。

（附則第１３条の２関係）

３　施行期日等

この条例は、令和９年１月１日から施行するものであること。ただし、２(2)については公布の日から、２(1)については令和９年４月１日から、１(1)ア、イ（引用条項を改める部分に限る。）及びウ並びに１(5)については令和１０年１月１日から、１(1)イ（引用条項を改める部分を除く。）及び１(6)については金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６０号　　参　　考

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
第１条～第２４条　（略）	第１条～第２４条　（略）
（寄附金税額控除）	（寄附金税額控除）
第２４条の２　（略）	第２４条の２　（略）
２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第２５条～第２８条　（略）	第２５条～第２８条　（略）
（市民税の申告）	（市民税の申告）
第２９条　第１４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前	第２９条　第１４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前

改　　正　　前	改　　正　　後
年の合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２４条の２の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第１５条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の⑵に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	年の合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号並びに第３０条の３第１項第２号及び第３号並びに第２項第４号において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２４条の２の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第１５条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の⑵に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～８　（略）	２～８　（略）
第３０条　（略）	第３０条　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第３０条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書	第３０条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書

改　　正　　前	改　　正　　後
を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が１３３万円以下である者に限る。次条第１項において同じ。）の氏名	(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当する者を除く。次条第１項第２号において同じ。）（合計所得金額が１３３万円以下である者に限る。）の氏名
(3)・(4)　(略)	(3)・(4)　(略)
２～４　(略)	２～４　(略)
５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事	５　給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事

改　　正　　前	改　　正　　後
項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第５８条第３項において同じ。）により提供することができる。	項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第５項及び第５８条第３項において同じ。）により提供することができる。
６　（略）	６　（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第３０条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５０条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条に	第３０条の３　次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (2)　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第１４条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下である者に限る。）をいう。次号及び次項第３号において同

改　　正　　前	改　　正　　後
おいて「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 前３号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項	じ。）（退職手当等（第５０条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって、退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有するもの (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１４条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下である者に限る。）を有するもの ２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公的年金等支払者の名称 (2) 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

改　　正　　前	改　　正　　後
	(3) 特定配偶者の氏名
	(4) 扶養親族又は特定親族の氏名
	(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項
２　前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。	３　第１項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第１項又は同条第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第１項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第１項又は同条第１項の規定による申告書を提出することができる。
３　（略）	４　（略）
４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第４８条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	５　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第４８条の９の８において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
５　前項の規定の適用がある場合における第３項の規定の適用については、同	６　前項の規定の適用がある場合における第４項の規定の適用については、同

改　　正　　前	改　　正　　後
項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
第３１条～第７０条　（略）	第３１条～第７０条　（略）
（固定資産税の免税点）	（固定資産税の免税点）
第７１条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては３０万円、家屋にあっては２０万円、償却資産にあっては１５０万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。	第７１条　同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては３０万円、償却資産にあっては１８０万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。
第７２条～第１４２条　（略）	第７２条～第１４２条　（略）
附　則	附　則
第１条～第７条　（略）	第１条～第７条　（略）
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）
第８条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第２１条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用すること	第８条　平成３０年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第２１条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

改　　正　　前	改　　正　　後
ができる。	
第９条～第１１条の２　（略）	第９条～第１１条の２　（略）
（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）	（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）
第１１条の３　平成２２年度から令和２０年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年が平成２１年から令和７年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第２２条及び第２４条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第１１条の３　平成２２年度から令和２５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年が平成２１年から令和１２年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第２２条及び第２４条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　（略）	２　（略）
（寄附金税額控除における特例控除額の特例）	（寄附金税額控除における特例控除額の特例）
第１１条の４　第２４条の２の規定の適用を受ける市民税の所等割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第２２条第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３６条第１項、附則第３７条第１項、附則第３８条第１項、附則第４１条第１項、附則第４２条第１項、附則第４３条第１項又は	第１１条の４　第２４条の２の規定の適用を受ける市民税の所等割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第２２条第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３６条第１項、附則第３７条第１項、附則第３８条第１項、附則第４１条第１項、附則第４２条第１項、附則第４３条第１項、附

改　　正　　前	改　　正　　後
附則第４８条第１項の規定の適用を受けるときは、第２４条の２第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	則第４４条第１項又は附則第４８条第１項の規定の適用を受けるときは、第２４条の２第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
第１１条の５～第１２条　（略）	第１１条の５～第１２条　（略）
第１２条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第７条の２第４項に規定するところにより控除すべき額を、第２４条の２第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	第１２条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第７条の２第４項（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第２４条の２第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
第１３条　（略） （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	第１３条　（略） （法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第１３条の２　（略）	第１３条の２　（略）
２～１６　（略）	２～１６　（略）
	１７　法附則第１５条の１１第１項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

改　　正　　前	改　　正　　後
第１４条～第３８条　（略）	第１４条～第３８条　（略）
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第３９条　（略）	第３９条　（略）
２　前項の規定は、昭和６３年度から令和１１年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１０項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。	２　前項の規定は、昭和６３年度から令和１１年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第６項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１２項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。
３　（略）	３　（略）
	４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防

改　　正　　前	改　　正　　後
	止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
第４０条～第４３条　（略）	第４０条～第４３条　（略）
	（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）
第４４条　削除	第４４条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第２０条第１項及び第２項並びに第２２条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第２１条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得

改　　正　　前	改　　正　　後
	割を課する。 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　第２１条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2)　第２４条から第２５条まで、第２６条第１項、附則第１０条第１項及び附則第１１条の３第１項の規定の適用については、第２４条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２４条の２第１項前段、第２５条、第２６条第１項、附則第１０条第１項及び附則第１１条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２４条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)　第２７条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

改　　正　　前	改　　正　　後
第４５条～第５６条　（略）	(4)　附則第６条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。 第４５条～第５６条　（略）

議案第６１号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３１条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（地域限定保育士等を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３３条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（地域限定保育士等を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４６条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士等を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業

所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４９条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士等を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第１０項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい」を「地域限定保育士等を含み」に改め、「第３１条第３項」及び「第４６条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「ないと」を「ないものと」に改める。

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年池田市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６１号　　説　　明

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

１　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２２号）の一部改正〔第１条関係〕

(1) 小規模保育事業所Ａ型、小規模保育事業所Ｂ型及び事業所内保育事業所における職員の配置基準について、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制の確保を要件として、特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。以下同じ。）を、１人に限り、保育士とみなすことができることとするものであること。また、特定理学療法士等だけでなく保育士とみなす看護師等（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）も保育を行う場合には、特定理学療法士等の支援を行う保育士とは別の保育士が看護師等の支援を行う体制を確保する必要があることとするものであること。

（第３１条、第３３条、第４６条及び第４９条関係）

(2) 小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を適用する場合において、配置しなければならない保育士の数の算定に当たっては、看護師等と同様に特定理学療法士等も含まないこととするものであること。

（附則第１０項関係）

２　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例（令和６年池田市条例第２４号）の一部改正〔第２条関係〕

小規模保育事業所Ａ型、小規模保育事業所Ｂ型及び事業所内保育事業所における満３歳以上満４歳に満たない児童の保育に係る職員の配置基準を緩和する経過措置の期限について、令和９年度末までとするものであること。

（附則第２項及び第３項関係）

３　この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６１号　　参　　考

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
１　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第１条～第３０条　（略） （職員） 第３１条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士（地域限定保育士等を含む。）の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	１　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第１条～第３０条　（略） （職員） 第３１条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」と

改　　正　　前	改　　正　　後
	いう。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士等を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第３２条　（略）	第３２条　（略）
（職員）	（職員）
第３３条　（略）	第３３条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前項に規定する保育士（地域限定保育士等を含む。）の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（地域限定保育士等を含む。次項において同

改　　正　　前	改　　正　　後
	じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第３４条～第４５条　（略）	第３４条～第４５条　（略）
（職員）	（職員）
第４６条　（略）	第４６条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前項に規定する保育士（地域限定保育士等を含む。）の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。
	４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士等を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行

改　　正　　前	改　　正　　後
第４７条・第４８条　（略） （職員） 第４９条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士（地域限定保育士等を含む。）の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 第４７条・第４８条　（略） （職員） 第４９条　（略） ２　（略） ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士等を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除

改　　正　　前	改　　正　　後
	く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第５０条・第５１条　（略）	第５０条・第５１条　（略）
附　則	附　則
１～９　（略）	１～９　（略）
１０　前２項の規定を適用するときは、保育士（法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第３１条第３項若しくは第４６条第３項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を前２項の規定の適用がないとした場合の第３１条第２項又は第４６条第２項の規定により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。	１０　前２項の規定を適用するときは、保育士（地域限定保育士等を含み、第３１条第３項若しくは第４項若しくは第４６条第３項若しくは第４項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を前２項の規定の適用がないものとした場合の第３１条第２項又は第４６条第２項の規定により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。
２　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	２　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
本則　（略）	本則　（略）
附　則	附　則
１　（略）	１　（略）
（経過措置）	（経過措置）
２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第３１条第２項、第３３条第２	２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和１０年３月３１日までの間、この条例による改正後の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保

改　　正　　前	改　　正　　後
項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。	育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 ３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第６２号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１５条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１５条の２　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年池田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２０条」を「第２１条」に、「（第２１条」を「（第２２条」に、「第２２条―第２６条」を「第２３条―第２７条」に、「第２７条・第２８条」を「第２８条・第２９条」に、「（第２９条」を「（第３０条」に改める。

第２９条を第３０条とする。

第２８条中「第２５条及び第２６条」を「第２６条及び第２７条」に改め、第２章第３節中同条を第２９条とし、第２７条を第２８条とする。

第２章第２節中第２６条を第２７条とし、第２２条から第２５条までを１条ずつ繰り下げる。

第２章第１節中第２１条を第２２条とする。

第１章中第２０条を第２１条とし、第１５条から第１９条までを１条ずつ繰り下げ、第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第６２号　　説　　明

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２２号）の一部改正〔第１条関係〕

家庭的保育事業者等は、児童への性暴力等を防止し、及び児童への性暴力等が行われた場合に家庭的保育事業等を利用する乳幼児を適切に保護するため、当該乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該乳幼児に接する者（以下「児童等対象業務従事者」という。）の一定の性犯罪事実に該当するか否かの確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするものであること。

（第１５条の２関係）

２　池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年池田市条例第２号）の一部改正〔第２条関係〕

(1) 目次を改めるものであること。

（目次関係）

(2) 乳児等通園支援事業者は、児童への性暴力等を防止し、及び児童への性暴力等が行われた場合に乳児等通園支援事業を利用する乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者の一定の性犯罪事実に該当するか否かの確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするものであること。

（第１５条関係）

３　この条例は、令和８年１２月２５日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６２号　　参　　考

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
１　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第１条～第１５条　（略）	１　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 第１条～第１５条　（略） （児童対象性暴力等の防止） 第１５条の２　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第１６条～第５１条　（略）	第１６条～第５１条　（略）
２　池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次	２　池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次

改　　正　　前	改　　正　　後
第１章　総則（第１条―第２０条）	第１章　総則（第１条―第２１条）
第２章　乳児等通園支援事業	第２章　乳児等通園支援事業
第１節　通則（第２１条）	第１節　通則（第２２条）
第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２２条―第２６条）	第２節　一般型乳児等通園支援事業（第２３条―第２７条）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２７条・第２８条）	第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第２８条・第２９条）
第３章　雑則（第２９条）	第３章　雑則（第３０条）
附則	附則
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第１４条　（略）	第１条～第１４条　（略）
	（児童対象性暴力等の防止）
	第１５条　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必

改　　正　　前	改　　正　　後
第１５条～第２０条　（略）	要な措置を講じなければならない。
第２章　乳児等通園支援事業	第１６条～第２１条　（略）
第１節　（略）	第２章　乳児等通園支援事業
第２１条　（略）	第１節　（略）
第２節　（略）	第２２条　（略）
第２２条～第２６条　（略）	第２節　（略）
第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業	第２３条～第２７条　（略）
第２７条　（略）	第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業
（準用）	第２８条　（略）
第２８条　第２５条及び第２６条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。	（準用）
第３章　（略）	第２９条　第２６条及び第２７条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。
第２９条　（略）	第３章　（略）
	第３０条　（略）

議案第６３号

池田市官民連携まちなか広場条例の一部改正について

池田市官民連携まちなか広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

池田市官民連携まちなか広場について、指定管理者による管理の開始に併せて利用料金制を導入するとともに、指定管理者が不在の場合における市長による管理について定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市官民連携まちなか広場条例の一部を改正する条例（案）

池田市官民連携まちなか広場条例（令和６年池田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１２条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第１項中「別表に定める使用料」を「指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「市長が特別の理由があると認める」を「使用者が国又は地方公共団体である」に改め、同条第２項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料を減免する」を「利用料金を減額し、又は免除する」に改め、同項を同条第５項とし、同条第１項の次に次の３項を加える。

２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　前項の規定は、指定管理者が利用料金の額を変更しようとする場合について準用する。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

第１３条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第１８条を第１９条とし、第１７条を第１８条とし、第１６条の次に次の１条を加える。

（指定管理者不在の場合における市長による管理）

第１７条　第９条第２項、第１０条、第１１条、第１２条（第３項及び第４項を除く。）、第１３条及び別表の規定は、指定管理者が不在の場合において、その事由が止むまでの間、市長が広場の管理を行うときに準用する。こ

の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第４条、第５条並びに第１２条第３項及び第４項の規定は、適用しない。

第９条第２項	次条第１項	第１７条において読み替えて準用する次条第１項
	指定管理者	市長
第１０条第１項及び第２項	指定管理者	市長
第１０条第３項	前項	第１７条において読み替えて準用する前項
第１０条第４項	指定管理者	市長
	第１項	第１７条において読み替えて準用する第１項
第１１条第１項及び第２項	指定管理者	市長
第１１条第３項	前項	第１７条において読み替えて準用する前項
第１２条の見出し	利用料金	使用料
第１２条第１項	第１０条第１項	第１７条において読み替えて準用する第１０条第１項
	指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）	市長に対し、使用料
第１２条第２項	利用料金	使用料
	別表	第１７条において読み替えて準用する別表
	の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める	（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得て別表の額を下回る額で利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項

		の利用料金をいう。以下同じ。）を定めていた場合は、市長が必要と認める期間、その利用料金の額との均衡を考慮して、同表に定める使用料の額の範囲内において市長が別に定める額）とする
第１２条第５項	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第１３条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金の上限額	使用料の額
	範囲内において指定管理者が定める利用料金	使用料（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得てこの表の額を下回る額で利用料金を定めていた場合は、市長が必要と認める期間、その利用料金の額との均衡を考慮して、この表に定める使用料の額の範囲内において市長が別に定める使用料）

２　前項前段に規定する期間内における第１５条第１項及び第２項の規定の適用については、これらの規定中「市長又は指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

別表中「係る使用料の額」を「係る利用料金の上限額」に改め、同表(1)の表備考第２項中「使用料を徴収する」を「範囲内において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない」に改め、別表(2)の表中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　この表における用語の意義は、(1)の表備考に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第１２条及び第１３条並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の専用使用について適用し、同日前の専用使用については、なお従前の例による。

議案第６３号　　説　　明

池田市官民連携まちなか広場条例の一部改正について

１　池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）について、専用使用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、それに伴い所要の規定の整備を行うほか、前納によらずに利用料金を納付することができる場合を、使用者が国又は地方公共団体である場合に限るものであること。

（第１２条関係）

２　１に伴い、還付に係る規定について所要の整備を行うものであること。

（第１３条関係）

３　指定管理者が不在の場合において、市長が広場の管理を行うときの利用料金等に係る読替えについて定めるものであること。

（第１７条関係）

４　１に伴い、広場の利用料金の上限額を定めるものであること。また、文言を整備するものであること。

（別表関係）

５　この条例は、令和９年６月１日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６３号　　参　　考（１）

広場の専用使用に係る利用料金の上限額（現行の使用料の額と同じ。）

(1) エリアによる専用使用

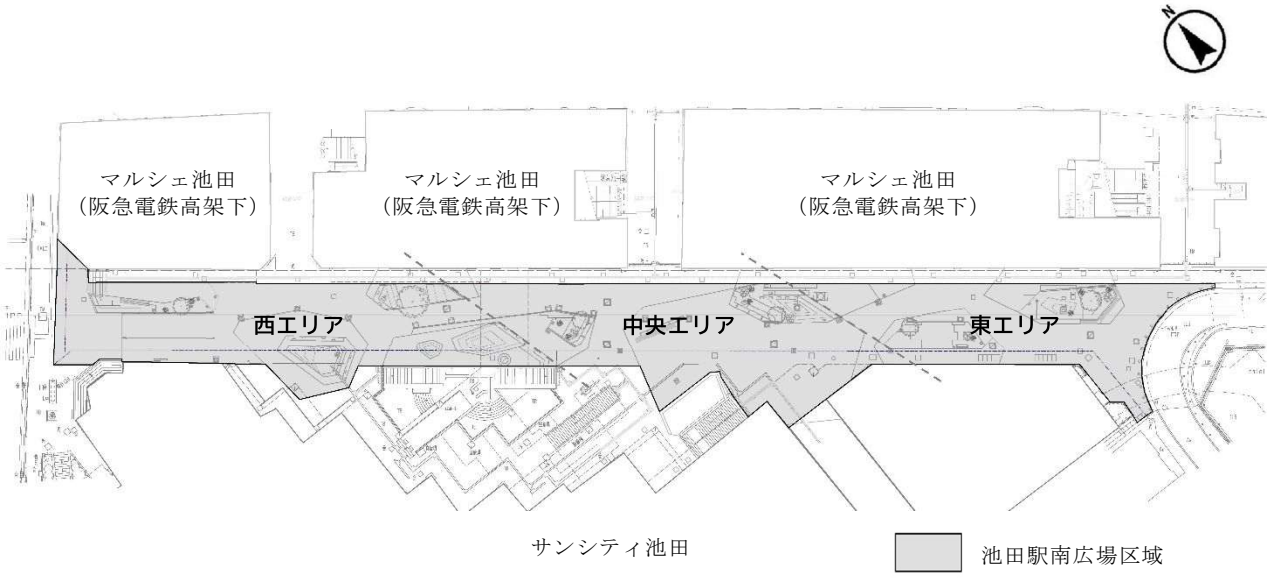
使用区分＼時間区分		朝（午前９時～正午）	昼（午後１時～午後５時）	夜（午後６時～午後９時）	朝昼（午前９時～午後５時）	昼夜（午後１時～午後９時）	全日（午前９時～午後９時）	１時間使用（時間区分によらない１時間当たり）
平日※	全エリア	18,750 円	25,000 円	18,750 円	50,000 円	50,000 円	75,000 円	6,250 円
	中央エリア	9,300 円	12,400 円	9,300 円	24,800 円	24,800 円	37,200 円	3,100 円
	東エリア	6,600 円	8,800 円	6,600 円	17,600 円	17,600 円	26,400 円	2,200 円
	西エリア	2,850 円	3,800 円	2,850 円	7,600 円	7,600 円	11,400 円	950 円
休日等※	全エリア	37,500 円	50,000 円	37,500 円	100,000 円	100,000 円	150,000 円	12,500 円
	中央エリア	18,600 円	24,800 円	18,600 円	49,600 円	49,600 円	74,400 円	6,200 円
	東エリア	13,200 円	17,600 円	13,200 円	35,200 円	35,200 円	52,800 円	4,400 円
	西エリア	5,700 円	7,600 円	5,700 円	15,200 円	15,200 円	22,800 円	1,900 円

(2) 部分専用使用

使用区分		利用料金の上限額
平日※	使用面積 10 平方メートル以下	１日につき 2,000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	１日につき 4,000 円
休日等※	使用面積 10 平方メートル以下	１日につき 4,000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	１日につき 8,000 円

※「平日」とは日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日以外の日をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。

広場の区域（現行の区域と同じ。）



議案第６３号　　参　　考（２）

池田市官民連携まちなか広場条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
第１条～第１１条　（略）	第１条～第１１条　（略）
（使用料）	（利用料金）
第１２条　第１０条第１項の規定により広場の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。	第１２条　第１０条第１項の規定により広場の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、使用者が国又は地方公共団体である場合は、前納によらないで納付することができる。
	２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
	３　前項の規定は、指定管理者が利用料金の額を変更しようとする場合について準用する。
	４　利用料金は、指定管理者の収入とする。
２　市長は、規則で定めるところにより、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。	５　指定管理者は、規則で定めるところにより、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
（使用料の還付）	（利用料金の還付）
第１３条　市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。	第１３条　指定管理者は、規則で定めるところにより、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。

<table>
<tr><th>改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td>第１４条～第１６条　（略）</td><td>第１４条～第１６条　（略）
（指定管理者不在の場合における市長による管理）
第１７条　第９条第２項、第１０条、第１１条、第１２条（第３項及び第４項を除く。）、第１３条及び別表の規定は、指定管理者が不在の場合において、その事由が止むまでの間、市長が広場の管理を行うときに準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第４条、第５条並びに第１２条第３項及び第４項の規定は、適用しない。
<table>
<tr><td rowspan="2">第９条第２項</td><td>次条第１項</td><td>第１７条において読み替えて準用する次条第１項</td></tr>
<tr><td>指定管理者</td><td>市長</td></tr>
<tr><td>第１０条第１項及び第２項</td><td>指定管理者</td><td>市長</td></tr>
<tr><td>第１０条第３項</td><td>前項</td><td>第１７条において読み替えて準用する前項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１０条第４項</td><td>指定管理者</td><td>市長</td></tr>
<tr><td>第１項</td><td>第１７条において読み替えて準用する第１項</td></tr>
<tr><td>第１１条第１項及び第２項</td><td>指定管理者</td><td>市長</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改正前	改正後		
	第１１条第３項	前項	第１７条において読み替えて準用する前項
	第１２条の見出し	利用料金	使用料
	第１２条第１項	第１０条第１項	第１７条において読み替えて準用する第１０条第１項
		指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）	市長に対し、使用料
	第１２条第２項	利用料金	使用料
		別表	第１７条において読み替えて準用する別表
		の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める	（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得て別表の額を下回る額で利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を定めていた場合は、市長が必要と認める期間、その利用料金の額との均衡を考慮して、同表に定める使用料の額の

<table>
<tr><th>改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>範囲内において市長が別に定める額）とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１２条第５項</td><td>指定管理者</td><td>市長</td></tr>
<tr><td>利用料金</td><td>使用料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１３条（見出しを含む。）</td><td>利用料金</td><td>使用料</td></tr>
<tr><td>指定管理者</td><td>市長</td></tr>
<tr><td rowspan="2">別表</td><td>利用料金の上限額</td><td>使用料の額</td></tr>
<tr><td>範囲内において指定管理者が定める利用料金</td><td>使用料（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得てこの表の額を下回る額で利用料金を定めていた場合は、市長が必要と認める期間、その利用料金の額との均衡を考慮して、この表に定める使用料の額の範囲内において市長が別に定める使用料）</td></tr>
</table>
２　前項前段に規定する期間内における第１５条第１項及び第２項の規定の適用については、これらの規定中「市長又は指定管理者」とあるのは、「市長」とする。
</td></tr>
<tr><td>第１７条・第１８条　（略）</td><td>第１８条・第１９条　（略）</td></tr>
<tr><td>別表（第１２条関係）</td><td>別表（第１２条関係）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改　　正　　前</th><th>改　　正　　後</th></tr>
<tr><td>池田駅南広場の専用使用に係る使用料の額
(1) エリアによる専用使用
(略)
備考
1　(略)
2　その受けた許可に係る時間を超えて専用使用をしたときは、その超えた時間１時間までごとにつき、この表に定める１時間使用の額の使用料を徴収する。
(2) 部分専用使用
使用区分 | 使用料の額
(略)
備考　この表において、「平日」とは日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。</td><td>池田駅南広場の専用使用に係る利用料金の上限額
(1) エリアによる専用使用
(略)
備考
1　(略)
2　その受けた許可に係る時間を超えて専用使用をしたときは、その超えた時間１時間までごとにつき、この表に定める１時間使用の額の範囲内において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
(2) 部分専用使用
使用区分 | 利用料金の上限額
(略)
備考　この表における用語の意義は、(1)の表備考に定めるところによる。</td></tr>
</table>

議案第６４号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）

池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和２年池田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第６条」を「第５条」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第６４号　　説　　明

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部改正について

１　引用条項を改めるものであること。

（第３条関係）

２　この条例は、令和８年１２月２５日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６４号　　参　　考

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例（案）対照表

改　　正　　前	改　　正　　後
第１条・第２条　（略） （実施事業） 第３条　教育委員会は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、認定こども園法第６条の規定による教育及び保育のほか、次に掲げる事業を実施する。ただし、第２号に掲げる事業は、当該園児に係る入園式の日後最初に到来する当該園児が登園すべき日（転入により入園した園児にあっては、その転入により入園した日）以後に実施する。 (1)～(3)　（略） ２　（略） 第４条～第１４条　（略）	第１条・第２条　（略） （実施事業） 第３条　教育委員会は、認定こども園に在籍する者（以下「園児」という。）に対し、認定こども園法第５条の規定による教育及び保育のほか、次に掲げる事業を実施する。ただし、第２号に掲げる事業は、当該園児に係る入園式の日後最初に到来する当該園児が登園すべき日（転入により入園した園児にあっては、その転入により入園した日）以後に実施する。 (1)～(3)　（略） ２　（略） 第４条～第１４条　（略）

議案第６５号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

高圧ガス保安法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第　　号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市消防保安行政事務手数料条例（平成２３年池田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第５の９の部中「第３９条の２２第１項」を「第３９条の１１第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２１日から施行する。

議案第６５号　　説　　明

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

１　引用条項を改めるものであること。

（別表第５関係）

２　この条例は、令和８年１２月２１日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第６５号　　参　　考

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

<table>
<tr><th colspan="4">改　　正　　前</th><th colspan="4">改　　正　　後</th></tr>
<tr><td colspan="4">本則　（略）
別表第１～別表第４　（略）
別表第５（第２条関係）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料</td><td colspan="4">本則　（略）
別表第１～別表第４　（略）
別表第５（第２条関係）
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務</td><td>区分</td><td>金額</td><td colspan="2">事務</td><td>区分</td><td>金額</td></tr>
<tr><td>１～８</td><td colspan="3">（略）</td><td>１～８</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>９</td><td>法第３７条の３第１項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</td><td>(1) 法第３６条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備</td><td>３１，０００円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第２０条第１項若しくは第３項又は第３９条の２２第１項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除</td><td>９</td><td>法第３７条の３第１項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</td><td>(1) 法第３６条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備</td><td>３１，０００円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第２０条第１項若しくは第３項又は第３９条の１１第１項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除</td></tr>
</table>

改正前				改正後			
			く。）の数を乗じて得た額と５，８００円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額				く。）の数を乗じて得た額と５，８００円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
		(略)				(略)	
１０～１３	(略)			１０～１３	(略)		

備考　(略)

備考　(略)

議案第６６号

池田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を池田市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　所　[redacted]

氏　名　　光　岡　正　史

[redacted]

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

池田市固定資産評価審査委員会委員光岡正史氏は、来る令和８年１０月３１日をもって任期満了となるため、その後任を選任するものである。

議案第６７号

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理会条例（昭和３８年池田市条例第１９号）第３条の規定により、議会の同意を求める。

記

大字石橋財産区

住　　所	氏　　名	生年月日
[redacted]	高木　義輝	[redacted]
[redacted]	西岡　清二	[redacted]
[redacted]	白井　善治	[redacted]
[redacted]	西岡　義晃	[redacted]
[redacted]	中川喜代士	[redacted]
[redacted]	村西　啓二	[redacted]
[redacted]	山形　隆文	[redacted]

大字玉坂財産区

住　　所	氏　　名	生年月日
[redacted]	西岡　政治	[redacted]
[redacted]	田邊　美彦	[redacted]
[redacted]	松岡　慶次	[redacted]
[redacted]	山村佐知子	[redacted]
[redacted]	三國　裕弘	[redacted]
[redacted]	勝井　和代	[redacted]
[redacted]	松岡かずゑ	[redacted]

大字野財産区

住　　所	氏　　名	生年月日
[redacted]	田邉　義和	[redacted]
[redacted]	後藤　　隆	[redacted]
[redacted]	森山　芳樹	[redacted]
[redacted]	松家　定平	[redacted]
[redacted]	藤阪　　誠	[redacted]
[redacted]	田邉　　博	[redacted]
[redacted]	土田　征寛	[redacted]

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

理　　由

大字石橋財産区、大字玉坂財産区及び大字野財産区の財産区管理委員は、来る令和８年１０月６日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

議案第６８号

令和８年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ ３６６，４６２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，９４２，５１０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月３日　提出

大阪府池田市長　瀧　澤　智　子

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 府　支　出　金		7,390,220	782	7,391,002
	1 府　補　助　金	7,390,220	782	7,391,002
7 繰　越　金			365,680	365,680
	1 繰　越　金		365,680	365,680
歳　入　合　計		10,576,048	366,462	10,942,510

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 諸　支　出　金		11,500	3,838	15,338
	1 償還金及び還付加算金	11,500	3,838	15,338
7 予　備　費		83,612	362,624	446,236
	1 予　備　費	83,612	362,624	446,236
歳　出　合　計		10,576,048	366,462	10,942,510

議案第６８号　　説　　明

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計　第１号

1　総　　括

歳　　入　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4　府　　支　　出　　金	7,390,220	782	7,391,002
7　繰　　越　　金		365,680	365,680
歳　　入　　合　　計	10,576,048	366,462	10,942,510

歳　　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
6 諸　　支　　出　　金	11,500	3,838	15,338				3,838
7 予　　備　　費	83,612	362,624	446,236				362,624
歳　　出　　合　　計	10,576,048	366,462	10,942,510				366,462

歳　　入

２　歳　入

（款）　４ 府 支 出 金　　（項）　１ 府 補 助 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
１ 保険給付費等交付金	7,381,220	782	7,382,002	２ 特別交付金	782	特別交付金　782 追加
計	7,390,220	782	7,391,002			

（款）　7 繰 越 金　　（項）　1 繰 越 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 繰　越　金		365,680	365,680	1 前　年　度 繰　越　金	365,680	前年度繰越金　365,680　追加
計		365,680	365,680			

歲　　出

3　歳　出

（款）　6 諸 支 出 金　　（項）　1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他				
3 償 還 金		3,838	3,838				3,838	22 償還金利子及び割引料	3,838	償還金　3,838　追加 国庫・府支出金返還金
計	11,500	3,838	15,338				3,838			

（款）　7 予 備 費　　（項）　1 予 備 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	83,612	362,624	446,236				362,624			予備費　362,624 追加
計	83,612	362,624	446,236				362,624			

参考資料

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 国民健康保険料		2,106,762	－	2,106,762
	1 国民健康保険料	2,106,762	－	2,106,762
2 使用料及び手数料		600	－	600
	1 手数料	600	－	600
3 国庫支出金		5,863	－	5,863
	1 国庫補助金	5,863	－	5,863
4 府支出金		7,390,220	782	7,391,002
	1 府補助金	7,390,220	782	7,391,002
5 繰入金		1,048,503	－	1,048,503
	1 他会計繰入金	1,048,503	－	1,048,503
6 諸収入		24,100	－	24,100
	1 預金利子	100	－	100
	2 雑入	19,000	－	19,000
	3 延滞金加算及び過料	5,000	－	5,000
7 繰越金			365,680	365,680
	1 繰越金		365,680	365,680
歳入合計		10,576,048	366,462	10,942,510

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		238,122	－	238,122
	1 総　務　管　理　費	214,644	－	214,644
	2 徴　　収　　費	23,154	－	23,154
	3 運　営　協　議　会　費	324	－	324
2 保　険　給　付　費		7,208,046	－	7,208,046
	1 療　養　諸　費	6,209,771	－	6,209,771
	2 高　額　療　養　費	935,688	－	935,688
	3 移　　送　　費	100	－	100
	4 出　産　育　児　諸　費	35,015	－	35,015
	5 葬　　祭　　諸　　費	7,500	－	7,500
	6 精神・結核医療給付費	19,872	－	19,872
	7 そ　の　他　諸　費	100	－	100
3 国民健康保険事業費納付金		2,940,475	－	2,940,475
	1 医　療　給　付　費　分	2,038,482	－	2,038,482
	2 後期高齢者支援金等分	628,873	－	628,873
	3 介　護　納　付　金　分	216,912	－	216,912
	4 子ども・子育て支援納付金分	56,208	－	56,208
4 保　健　事　業　費		91,418	－	91,418

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健事業費	23,647	－	23,647
	2 特定健康診査等事業費	67,771	－	67,771
5 公債費		2,875	－	2,875
	1 一般公債費	2,875	－	2,875
6 諸支出金		11,500	3,838	15,338
	1 償還金及び還付加算金	11,500	3,838	15,338
7 予備費		83,612	362,624	446,236
	1 予備費	83,612	362,624	446,236
歳出合計		10,576,048	366,462	10,942,510

議案第６９号

令和８年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ ２３６，１１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ １１，２８０，１８８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月３日　提出

大阪府池田市長　瀧　澤　智　子

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 国　庫　支　出　金		2,545,382	12,002	2,557,384
	2 国　庫　補　助　金	691,089	12,002	703,091
5 支　払　基　金　交　付　金		2,821,428	556	2,821,984
	1 支　払　基　金　交　付　金	2,821,428	556	2,821,984
6 府　支　出　金		1,490,210	7,301	1,497,511
	2 府　補　助　金	93,079	7,301	100,380
10 繰　越　金			216,251	216,251
	1 繰　越　金		216,251	216,251
歳　入　合　計		11,044,078	236,110	11,280,188

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 基　金　積　立　金		822	34,865	35,687
	1 基　金　積　立　金	822	34,865	35,687
6 諸　支　出　金		5,100	201,245	206,345
	1 償還金及び還付加算金	5,100	201,245	206,345
歳　出　合　計		11,044,078	236,110	11,280,188

議案第６９号　　説　　明

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計　第１号

1　総　　括

歳　　入　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4　国　　庫　　支　　出　　金	2,545,382	12,002	2,557,384
5　支　　払　　基　　金　　交　　付　　金	2,821,428	556	2,821,984
6　府　　支　　出　　金	1,490,210	7,301	1,497,511
10　繰　　越　　金		216,251	216,251
歳　　入　　合　　計	11,044,078	236,110	11,280,188

歳　　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
5 基　　金　　積　　立　　金	822	34,865	35,687				34,865
6 諸　　支　　出　　金	5,100	201,245	206,345				201,245
歳　　出　　合　　計	11,044,078	236,110	11,280,188				236,110

歳　　入

２　歳　入

（款）　４ 国 庫 支 出 金　　（項）　２ 国 庫 補 助 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
２ 地域支援事業交付金	163,890	12,002	175,892	１ 包括的支援事業・任意事業交付金	1,598	過年度分　1,598　追加
				２ 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	10,404	過年度分　10,404　追加
計	691,089	12,002	703,091			

（款）　5 支 払 基 金 交 付 金　　（項）　1 支 払 基 金 交 付 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
2 地域支援事業支援交付金	120,244	556	120,800	2 過年度分	556	過年度分　556 追加
計	2,821,428	556	2,821,984			

（款）　6 府 支 出 金　　（項）　2 府 補 助 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
1 地域支援事業交付金	93,079	7,301	100,380	1 包括的支援事業・任意事業交付金	799	過年度分　799 追加
				2 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	6,502	過年度分　6,502 追加
計	93,079	7,301	100,380			

（款） 10 繰 越 金　　（項） 1 繰 越 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金		216,251	216,251	1 前 年 度 繰 越 金	216,251	前年度繰越金 216,251 追加
計		216,251	216,251			

出　　歲

3　歳　出

（款）　5 基 金 積 立 金　　（項）　1 基 金 積 立 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他				
1 介護給付費準備基金積立金	822	34,865	35,687				34,865	24積　立　金	34,865	介護給付費準備基金 34,865 追加
計	822	34,865	35,687				34,865			

（款） 6 諸 支 出 金　　（項） 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地方債	その他				
3 償還金		201,245	201,245				201,245	22 償還金利子及び割引料	201,245	償還金　201,245 追加 国庫支出金等返還金
計	5,100	201,245	206,345				201,245			

参考資料

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 分担金及び負担金		22,006	－	22,006
	1 負担金	22,006	－	22,006
2 介護保険料		2,058,211	－	2,058,211
	1 介護保険料	2,058,211	－	2,058,211
3 使用料及び手数料		370	－	370
	1 手数料	370	－	370
4 国庫支出金		2,545,382	12,002	2,557,384
	1 国庫負担金	1,854,293	－	1,854,293
	2 国庫補助金	691,089	12,002	703,091
5 支払基金交付金		2,821,428	556	2,821,984
	1 支払基金交付金	2,821,428	556	2,821,984
6 府支出金		1,490,210	7,301	1,497,511
	1 府負担金	1,397,131	－	1,397,131
	2 府補助金	93,079	7,301	100,380
7 財産収入		825	－	825
	1 財産運用収入	825	－	825
8 繰入金		2,105,208	－	2,105,208
	1 他会計繰入金	1,798,847	－	1,798,847

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	2 繰　　入　　金	306,361	－	306,361
9 諸　　収　　入		438	－	438
	1 預　　金　　利　　子	100	－	100
	2 雑　　入	236	－	236
	3 延滞金加算金及び過料	102	－	102
10 繰　　越　　金			216,251	216,251
	1 繰　　越　　金		216,251	216,251
歳　　入　　合　　計		11,044,078	236,110	11,280,188

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総　　務　　費		392,615	－	392,615
	1 総　務　管　理　費	255,759	－	255,759
	2 徴　　収　　費	1,219	－	1,219
	3 介護認定審査会費	135,637	－	135,637
2 保　険　給　付　費		10,004,384	－	10,004,384
	1 介護サービス等諸費	9,064,443	－	9,064,443
	2 介護予防サービス等諸費	370,632	－	370,632
	3 そ　の　他　諸　費	8,675	－	8,675
	4 高額介護サービス等費	315,124	－	315,124
	5 高額医療合算介護サービス等費	46,240	－	46,240
	6 特定入所者介護サービス等費	199,270	－	199,270
3 地域支援事業費		639,924	－	639,924
	1 包括的支援事業・任意事業費	194,341	－	194,341
	2 介護予防・生活支援サービス事業費	427,014	－	427,014
	3 そ　の　他　諸　費	1,533	－	1,533
	4 一般介護予防事業費	17,036	－	17,036
4 公　　債　　費		1,233	－	1,233
	1 一　般　公　債　費	1,233	－	1,233

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 基　金　積　立　金		822	34,865	35,687
	1 基　金　積　立　金	822	34,865	35,687
6 諸　支　出　金		5,100	201,245	206,345
	1 償還金及び還付加算金	5,100	201,245	206,345
歳　出　合　計		11,044,078	236,110	11,280,188

議案第７０号

令和８年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ ８１，６９１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，８８９，７６５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月３日　提出

大阪府池田市長　瀧　澤　智　子

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 繰越金			81,691	81,691
	1 繰越金		81,691	81,691
歳入合計		2,808,074	81,691	2,889,765

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,681,443	81,691	2,763,134
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,681,443	81,691	2,763,134
歳出合計		2,808,074	81,691	2,889,765

議案第７０号　　説　　明

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第１号

1　総　　括

歳　　入　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
6　繰　　越　　金		81,691	81,691
歳　　入　　合　　計	2,808,074	81,691	2,889,765

歳　　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,681,443	81,691	2,763,134				81,691
歳　　出　　合　　計	2,808,074	81,691	2,889,765				81,691

歳　　入

２　歳　入

（款）　６ 繰 越 金　　（項）　１ 繰 越 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
１ 繰　越　金		81,691	81,691	１ 前　年　度 繰　越　金	81,691	前年度繰越金　81,691　追加
計		81,691	81,691			

歲　　出

3　歳　出

（款）　2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金　　（項）　1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,681,443	81,691	2,763,134				81,691	18 負担金補助及び交付金	81,691	負担金　81,691 追加 後期高齢者医療広域連合
計	2,681,443	81,691	2,763,134				81,691			

参考資料

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,305,338	－	2,305,338
	1 後期高齢者医療保険料	2,305,338	－	2,305,338
2 使用料及び手数料		100	－	100
	1 手数料	100	－	100
3 国庫支出金		2,861	－	2,861
	1 国庫補助金	2,861	－	2,861
4 繰入金		499,275	－	499,275
	1 他会計繰入金	499,275	－	499,275
5 諸収入		500	－	500
	1 延滞金加算金及び過料	300	－	300
	2 預金利子	100	－	100
	3 雑入	100	－	100
6 繰越金			81,691	81,691
	1 繰越金		81,691	81,691
歳入合計		2,808,074	81,691	2,889,765

歳　　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　総　　務　　費		103,911	－	103,911
	1　総　　務　　管　　理　　費	102,599	－	102,599
	2　徴　　収　　費	1,312	－	1,312
2　後期高齢者医療広域連合納付金		2,681,443	81,691	2,763,134
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	2,681,443	81,691	2,763,134
3　保　　健　　事　　業　　費		16,620	－	16,620
	1　保　　健　　事　　業　　費	16,620	－	16,620
4　諸　　支　　出　　金		6,100	－	6,100
	1　償　還　金　及　び　還　付　加　算　金	6,100	－	6,100
歳　　出　　合　　計		2,808,074	81,691	2,889,765

議案第７１号

令和８年度池田市一般会計補正予算（第５号）

令和８年度池田市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ １７９，４０４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ４５，５０３，５４２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年９月３日　提出

大阪府池田市長　瀧　澤　智　子

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国　庫　支　出　金		8,609,026	3,191	8,612,217
	1 国　庫　負　担　金	7,367,139	2,765	7,369,904
	2 国　庫　補　助　金	668,569	426	668,995
16 府　支　出　金		4,025,786	10,202	4,035,988
	1 府　負　担　金	2,919,914	10,202	2,930,116
19 繰　入　金		1,857,385	160,091	2,017,476
	1 繰　入　金	1,857,385	160,091	2,017,476
21 市　債		572,600	2,900	575,500
	1 市　債	572,600	2,900	575,500
22 繰　越　金			3,020	3,020
	1 繰　越　金		3,020	3,020
歳　入　合　計		45,324,138	179,404	45,503,542

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3　民　　生　　費		21,658,402	164,534	21,822,936
	1　社　会　福　祉　費	9,809,178	10,455	9,819,633
	2　児　童　福　祉　費	9,826,714	90,087	9,916,801
	3　生　活　保　護　費	2,022,130	63,992	2,086,122
4　衛　　生　　費		3,852,205	6,022	3,858,227
	1　保　健　衛　生　費	2,385,864	6,022	2,391,886
9　消　　防　　費		1,525,397	2,437	1,527,834
	1　消　　防　　費	1,525,397	2,437	1,527,834
10　教　　育　　費		5,920,150	3,973	5,924,123
	1　教　育　総　務　費	1,832,613	268	1,832,881
	2　小　学　校　費	830,350	358	830,708
	6　社　会　教　育　費	1,623,751	3,347	1,627,098
12　諸　支　出　金		37,337	2,991	40,328
	1　防　　災　　費	37,337	2,991	40,328
13　予　　備　　費		155,274	△553	154,721
	1　予　　備　　費	155,274	△553	154,721
歳　出　合　計		45,324,138	179,404	45,503,542

第２表　債務負担行為補正

事　　項	期　　間	限　　度　　額
消　防　庁　舎　整　備　事　業	令和９年度	132,000千円

第３表　地方債補正

補　正　前								
起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　率	借入先	償　還　の　方　法			
					償還期限	据置期間	償還方法	その他
	千円		%以内		年以内	年以内	年賦又は半年賦元金又は元利均等その他	市財政等の都合により翌年度以降の発行、償還方法の変更をすることができる。 利率見直し方式で借入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率を適用することができる。
防災対策事業	－	普通貸借又は証券発行	7	政府 大阪府銀行 その他	30	3		
計	572,600							

補　正　後								
起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利　率	借入先	償　還　の　方　法			
					償還期限	据置期間	償還方法	その他
	千円		%以内		年以内	年以内	年賦又は半年賦元金又は元利均等その他	市財政等の都合により翌年度以降の発行、償還方法の変更をすることができる。 利率見直し方式で借入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率を適用することができる。
防災対策事業	2,900	普通貸借又は証券発行	7	政府 大阪府銀行 その他	30	3		
計	575,500							

議案第７１号　　説　　明

令和８年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一　　般　　会　　計　　第　５　号

1　総　　括

歳　　入　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国　　庫　　支　　出　　金	8,609,026	3,191	8,612,217
16　府　　支　　出　　金	4,025,786	10,202	4,035,988
19　繰　　入　　金	1,857,385	160,091	2,017,476
21　市　　債	572,600	2,900	575,500
22　繰　　越　　金		3,020	3,020
歳　　入　　合　　計	45,324,138	179,404	45,503,542

歳　　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他	
3 民　　生　　費	21,658,402	164,534	21,822,936				164,534
4 衛　　生　　費	3,852,205	6,022	3,858,227				6,022
9 消　　防　　費	1,525,397	2,437	1,527,834				2,437
10 教　　育　　費	5,920,150	3,973	5,924,123				3,973
12 諸　　支　　出　　金	37,337	2,991	40,328		2,900	91	
13 予　　備　　費	155,274	△553	154,721				△553
歳　　出　　合　　計	45,324,138	179,404	45,503,542		2,900	91	176,413

歳　　入

2　歳　入

（款）15 国 庫 支 出 金　　（項）1 国 庫 負 担 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
1 民生費国庫負担金	7,287,803	2,765	7,290,568	4 児童福祉費負担金	2,765	児童手当給付費負担金　2,765 追加
計	7,367,139	2,765	7,369,904			

（款）15 国 庫 支 出 金　　（項）2 国 庫 補 助 金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
2 民生費国庫補助金	266,567	426	266,993	4 生活困窮者自立支援補助	426	生活困窮者自立支援補助　426 追加
計	668,569	426	668,995			

（款）16 府 支 出 金　　（項）　1 府 負 担 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　分	金　額	
2 民生費府負担金	2,680,233	10,202	2,690,435	2 障がい福祉費負担金	10,202	障がい福祉サービス費等負担金　10,202　追加
計	2,919,914	10,202	2,930,116			

（款）19 繰 入 金　　（項）1 繰 入 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,838,313	160,091	1,998,404	1 財政調整基金繰入金	160,000	財政調整基金繰入金 160,000 追加
				15 竹安災害対策基金繰入金	91	竹安災害対策基金繰入金 91 追加
計	1,857,385	160,091	2,017,476			

（款） 21 市 債　　（項） 1 市 債　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総 務 債	27,700	2,900	30,600	2 防災対策事業債	2,900	防災対策事業債 2,900 追加
計	572,600	2,900	575,500			

（款）22 繰 越 金　　（項）1 繰 越 金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金		3,020	3,020	1 前 年 度 繰 越 金	3,020	前年度繰越金 3,020 追加
計		3,020	3,020			

出歲

3　歳　出

（款）　3 民 生 費　　（項）　1 社 会 福 祉 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉総務費	5,190,923	10,455	5,201,378				10,455	22 償還金利子及び割引料	10,455	償還金　10,455 追加 国庫・府支出金返還金
計	9,809,178	10,455	9,819,633				10,455			

（款）　3 民 生 費　　（項）　2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉総務費	5,815,834	90,087	5,905,921				90,087	22 償還金利子及び割引料	90,087	償還金　90,087 追加 国庫・府支出金返還金
計	9,826,714	90,087	9,916,801				90,087			

（款）　3 民 生 費　　（項）　3 生 活 保 護 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護総務費	136,240	63,992	200,232				63,992	22 償還金利子及び割引料	63,992	償還金　63,992 追加 国庫・府支出金返還金
計	2,022,130	63,992	2,086,122				63,992			

（款）　4 衛 生 費　　（項）　1 保 健 衛 生 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生総務費	400,439	6,022	406,461				6,022	22 償還金利子及び割引料	6,022	償還金　6,022 追加 国庫支出金返還金
計	2,385,864	6,022	2,391,886				6,022			

（款）　9 消 防 費　　（項）　1 消 防 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他				
1　常備消防費	1,364,034	2,437	1,366,471				2,437	18 負担金補助及び交付金	2,437	負担金　2,437　追加 はしご車共同運用負担金
計	1,525,397	2,437	1,527,834				2,437			

（款） 10 教 育 費　　（項） 1 教 育 総 務 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
7 教育センター費	272,807	268	273,075				268	22 償還金利子及び割引料	268	償還金　268 追加 国庫支出金返還金
計	1,832,613	268	1,832,881				268			

（款） 10 教 育 費　　（項） 2 小 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 学校管理費	814,918	358	815,276				358	22 償還金利子及び割引料	358	償還金　358 追加 国庫支出金返還金
計	830,350	358	830,708				358			

（款） 10 教 育 費　　（項） 6 社 会 教 育 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
8 青少年教育振興費	41,496	3,347	44,843				3,347	22 償還金利子及び割引料	3,347	償還金　3,347 追加 国庫支出金返還金
計	1,623,751	3,347	1,627,098				3,347			

（款） 12 諸 支 出 金　　（項） 1 防 災 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地　方　債	そ　の　他				
1 災害対策費	37,337	2,991	40,328		2,900	91		12 委　託　料	2,991	システム構築委託料 2,991 追加
計	37,337	2,991	40,328		2,900	91				

（款） 13 予 備 費　　（項） 1 予 備 費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	155,274	△553	154,721				△553			予備費　△553 減額
計	155,274	△553	154,721				△553			

参考資料

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1　市　　税		17,531,000	－	17,531,000
	1　市　民　税	8,542,400	－	8,542,400
	2　固　定　資　産　税	6,778,000	－	6,778,000
	3　軽　自　動　車　税	128,600	－	128,600
	4　市　た　ば　こ　税	550,000	－	550,000
	5　入　湯　税	5,000	－	5,000
	6　都　市　計　画　税	1,525,000	－	1,525,000
	7　旧　法　に　よ　る　税	2,000	－	2,000
2　地　方　譲　与　税		231,700	－	231,700
	1　地　方　揮　発　油　譲　与　税	34,000	－	34,000
	2　自　動　車　重　量　譲　与　税	132,000	－	132,000
	3　航　空　機　燃　料　譲　与　税	53,000	－	53,000
	4　森　林　環　境　譲　与　税	12,700	－	12,700
3　利　子　割　交　付　金		77,000	－	77,000
	1　利　子　割　交　付　金	77,000	－	77,000
4　配　当　割　交　付　金		226,000	－	226,000
	1　配　当　割　交　付　金	226,000	－	226,000
5　株式等譲渡所得割交付金		240,000	－	240,000

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 株式等譲渡所得割交付金	240,000	－	240,000
6 法人事業税交付金		370,000	－	370,000
	1 法人事業税交付金	370,000	－	370,000
7 地方消費税交付金		2,820,000	－	2,820,000
	1 地方消費税交付金	2,820,000	－	2,820,000
8 ゴルフ場利用税交付金		75,000	－	75,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	75,000	－	75,000
9 環境性能割交付金		4,000	－	4,000
	1 環境性能割交付金	4,000	－	4,000
10 地方特例交付金		147,500	－	147,500
	1 地方特例交付金	147,000	－	147,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	500	－	500
11 地方交付税		6,100,000	－	6,100,000
	1 地方交付税	6,100,000	－	6,100,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	－	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	－	12,000
13 分担金及び負担金		326,584	－	326,584

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	1 負担金	326,584	—	326,584
14 使用料及び手数料		988,620	—	988,620
	1 使用料	728,493	—	728,493
	2 手数料	259,317	—	259,317
	3 証紙収入	810	—	810
15 国庫支出金		8,609,026	3,191	8,612,217
	1 国庫負担金	7,367,139	2,765	7,369,904
	2 国庫補助金	668,569	426	668,995
	3 国庫委託金	29,819	—	29,819
	4 国庫交付金	543,499	—	543,499
16 府支出金		4,025,786	10,202	4,035,988
	1 府負担金	2,919,914	10,202	2,930,116
	2 府補助金	749,627	—	749,627
	3 府委託金	27,337	—	27,337
	4 府交付金	328,908	—	328,908
17 財産収入		26,731	—	26,731
	1 財産運用収入	16,731	—	16,731
	2 財産売払収入	10,000	—	10,000

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		206,170	－	206,170
	1 寄附金	206,170	－	206,170
19 繰入金		1,857,385	160,091	2,017,476
	1 繰入金	1,857,385	160,091	2,017,476
20 諸収入		877,036	－	877,036
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	－	20,000
	2 市預金利子	3,041	－	3,041
	3 貸付金元利収入	141,600	－	141,600
	4 収益事業収入	400,000	－	400,000
	5 受託事業収入	1,500	－	1,500
	6 雑入	310,895	－	310,895
21 市債		572,600	2,900	575,500
	1 市債	572,600	2,900	575,500
22 繰越金			3,020	3,020
	1 繰越金		3,020	3,020
歳入合計		45,324,138	179,404	45,503,542

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		387,893	—	387,893
	1 議会費	387,893	—	387,893
2 総務費		4,733,039	—	4,733,039
	1 総務管理費	3,736,413	—	3,736,413
	2 徴税費	582,893	—	582,893
	3 戸籍住民基本台帳費	293,586	—	293,586
	4 選挙費	57,851	—	57,851
	5 統計調査費	25,165	—	25,165
	6 監査委員費	37,131	—	37,131
3 民生費		21,658,402	164,534	21,822,936
	1 社会福祉費	9,809,178	10,455	9,819,633
	2 児童福祉費	9,826,714	90,087	9,916,801
	3 生活保護費	2,022,130	63,992	2,086,122
	4 災害救助費	380	—	380
4 衛生費		3,852,205	6,022	3,858,227
	1 保健衛生費	2,385,864	6,022	2,391,886
	2 清掃費	1,466,341	—	1,466,341
5 労働費		16,295	—	16,295

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	16,295	—	16,295
6 農林水産業費		53,012	—	53,012
	1 農林費	53,012	—	53,012
7 商工費		259,483	—	259,483
	1 商工費	259,483	—	259,483
8 土木費		3,222,361	—	3,222,361
	1 土木管理費	501,199	—	501,199
	2 道路橋りょう費	585,647	—	585,647
	3 河川費	45,471	—	45,471
	4 都市計画費	1,868,069	—	1,868,069
	5 住宅費	221,615	—	221,615
	6 災害防止費	360	—	360
9 消防費		1,525,397	2,437	1,527,834
	1 消防費	1,525,397	2,437	1,527,834
10 教育費		5,920,150	3,973	5,924,123
	1 教育総務費	1,832,613	268	1,832,881
	2 小学校費	830,350	358	830,708
	3 中学校費	436,382	—	436,382

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	4 幼　稚　園　費	271,335	—	271,335
	5 給　食　セ　ン　タ　ー　費	925,719	—	925,719
	6 社　会　教　育　費	1,623,751	3,347	1,627,098
11 公　債　費		3,503,290	—	3,503,290
	1 公　債　費	3,503,290	—	3,503,290
12 諸　支　出　金		37,337	2,991	40,328
	1 防　災　費	37,337	2,991	40,328
13 予　備　費		155,274	△553	154,721
	1 予　備　費	155,274	△553	154,721
歳　出　合　計		45,324,138	179,404	45,503,542

地　方　債

起　債　の　目　的	補正前の額	補正額	計	起債の方法	利率	借入先	償還の方法			
							償還期限	据置期間	償還方法	その他
	千円	千円	千円		%以内		年以内	年以内		
細河コミュニティセンター解体事業	27,700	－	27,700	普通貸借又は証券発行	7	政府 大阪府銀行 その他	10	2	年賦又は半年賦元金又は元利均等その他	市財政等の都合により翌年度以降の発行、償還方法の変更をすることができる。 利率見直し方式で借入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率を適用することができる。
保健福祉総合センター整備事業	29,700	－	29,700	〃	7	〃	30	3		
多世代交流施設整備事業	14,800	－	14,800	〃	7	〃	30	3		
保育所整備事業	48,500	－	48,500	〃	7	〃	30	3		
清掃運搬施設整備事業	8,200	－	8,200	〃	7	〃	30	3		
土木事業	151,200	－	151,200	〃	7	〃	20	3		
都市計画事業	94,500	－	94,500	〃	7	〃	30	3		
都市再生整備事業	57,200	－	57,200	〃	7	〃	20	3		
住宅整備事業	9,100	－	9,100	〃	7	〃	25	3		
消防施設整備事業	56,300	－	56,300	〃	7	〃	30	3		
学校教育施設等整備事業	75,400	－	75,400	〃	7	〃	30	3		
防災対策事業	－	2,900	2,900	〃	7	〃	30	3		
計	572,600	2,900	575,500							

歳出性質別表

（単位：千円）

区　　分		補正前の額	補　正　額	計
義務的経費		26,667,896	—	26,667,896
	人　件　費	9,941,711	—	9,941,711
	扶　助　費	13,222,895	—	13,222,895
	公　債　費	3,503,290	—	3,503,290
投資的経費		1,500,490	2,991	1,503,481
そ　の　他		17,155,752	176,413	17,332,165
	物　件　費	8,101,712	—	8,101,712
	そ　の　他	9,054,040	176,413	9,230,453
合　　計		45,324,138	179,404	45,503,542

一般会計

令和８年度　補正第５号　歳出款別節別内訳表　（単位：千円）

節別＼款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1 報酬	162,562	154,932	377,862	107,113	1,465	9,059	13,831	23,763	22,650	1,168,740		123		2,042,100
2 給料	35,882	718,413	620,667	305,065	4,166	11,349	6,652	192,128	549,001	568,628				3,011,951
3 職員手当等	101,803	822,937	589,518	277,514	3,315	10,797	9,793	171,142	491,753	852,654		4,953		3,336,179
4 共済費	54,037	316,451	297,763	136,782	1,676	4,894	5,674	79,344	206,928	447,502				1,551,051
5 災害補償費		300							100	30				430
6 恩給及び退職年金														
7 報償費	111	90,582	23,196	47,179		700	1,720	520	4,891	59,334		671		228,904
8 旅費	4,502	17,201	12,444	6,579	10	303	1,349	2,476	4,444	55,991				105,299
9 交際費	1,000	1,600								485				3,085
10 需用費	4,837	293,795	94,362	339,819	100	8,802	2,403	98,789	41,731	460,551		14,641		1,359,830
11 役務費	1,201	150,703	35,635	15,322	19	165	354	2,040	6,321	32,931		5,929		250,620
12 委託料	6,548	1,070,124	726,544	1,552,322		943	23,968	644,389	4,662	1,293,234		11,169		5,333,903
13 使用料及び賃借料	1,248	645,443	43,850	13,712		170	2,207	140,120	3,602	243,555		435		1,094,342
14 工事請負費		30,800	110,200					913,250		117,950				1,172,200
15 原材料費			234	138				430	40	4,140				4,982
16 公有財産購入費														
17 備品購入費	111	2,959	5,855	12,253		60		16	108,470	119,574		235		249,533
18 負担金補助及び交付金	14,051	137,809	2,271,529	100,774	5,544	3,744	53,501	105,823	64,221	450,129		1,985		3,209,110
19 扶助費		93	13,093,955	89,760						39,087				13,222,895
20 貸付金			2,224				138,000							140,224
21 補償補填及び賠償金		100	200	3,896				3,030		5,550				12,776
22 償還金利子及び割引料		51,025	164,534	7,959						4,023	3,503,290			3,730,831
23 投資及び出資金														
24 積立金		227,772	3,771	20,000			31	7,874				187		259,635
25 寄附金														
26 公課費			32	768				9	1,128	35				1,972
27 繰出金			3,348,561	821,272		2,026		837,218	17,892					5,026,969
予備費													154,721	154,721
()%	(0.8)	(10.4)	(48.0)	(8.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.1)	(3.4)	(13.0)	(7.7)	(0.1)	(0.3)	(100.0)
計	387,893	4,733,039	21,822,936	3,858,227	16,295	53,012	259,483	3,222,361	1,527,834	5,924,123	3,503,290	40,328	154,721	45,503,542

一般会計

令和８年度　　補正第５号　　歳出性質別節別内訳表　　（単位：千円）

性質別 / 節別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
	人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1 報酬	2,042,100			2,042,100				2,042,100
2 給料	3,011,951			3,011,951				3,011,951
3 職員手当等	3,336,179			3,336,179				3,336,179
4 共済費	1,551,051			1,551,051				1,551,051
5 災害補償費	430			430				430
6 恩給及び退職年金								
7 報償費							228,904	228,904
8 旅費						105,299		105,299
9 交際費						3,085		3,085
10 需用費					70,000	1,289,830		1,359,830
11 役務費						250,620		250,620
12 委託料					111,792	5,222,111		5,333,903
13 使用料及び賃借料					1,586	1,092,756		1,094,342
14 工事請負費					1,172,200			1,172,200
15 原材料費						4,982		4,982
16 公有財産購入費								
17 備品購入費					116,504	133,029		249,533
18 負担金補助及び交付金					16,399		3,192,711	3,209,110
19 扶助費		13,222,895		13,222,895				13,222,895
20 貸付金							140,224	140,224
21 補償補填及び賠償金							12,776	12,776
22 償還金利子及び割引料			3,503,290	3,503,290			227,541	3,730,831
23 投資及び出資金								
24 積立金							259,635	259,635
25 寄附金								
26 公課費							1,972	1,972
27 繰出金					15,000		5,011,969	5,026,969
予備費							154,721	154,721
計 ()%	(21.8)	(29.1)	(7.7)	(58.6)	(3.3)	(17.8)	(20.3)	(100.0)
	9,941,711	13,222,895	3,503,290	26,667,896	1,503,481	8,101,712	9,230,453	45,503,542

議案第７２号

令和７年度池田市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度池田市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

議案第７３号

令和７年度池田市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度池田市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

議案第７４号

令和７年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、令和７年度池田市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

議案第７５号

令和７年度池田市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

議案第７６号

令和７年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

議案第７７号

令和７年度池田市介護保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

議案第７８号

令和７年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子

議案第７９号

令和７年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和７年度池田市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和８年９月３日　提出

池田市長　瀧　澤　智　子